

---

## 第1章

# 計画策定の趣旨

---

# 第1章 計画策定の趣旨

## 1 計画策定の背景と趣旨

### ●計画策定の背景

広島市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）では、平成30年度から令和2年度の3か年を計画期間とした「地域福祉推進第8次3か年計画」（以下「第8次計画」という。）を策定し、同計画に基づいた事業・活動を展開してきました。

第8次計画では、「住民・市民自身による民間の主体的かつ活発な取組を一層広げ、広島市の地域福祉を推進していくために、民間と社協、行政が協働して取り組むことが重要」との認識に立ち、策定し、また、社会情勢の変化に対応しやすくするため、計画期間を3か年としました。

こうしたことから、本来であれば令和3年度を始期とした「地域福祉推進第9次計画」（以下「第9次計画」という。）を策定予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの人々に生計の維持が困難な状況が続いたことから、生活福祉資金の特例貸付や住居確保給付金の受付をはじめとする生活に困難を抱える世帯への支援に職員総体で対応すると共に、市社協と区社会福祉協議会（以下「区社協」という。）との法人合併に係る手続きなどから、第8次計画の計画期間を3か年延長し、第9次計画の策定作業を令和4年度から令和5年度にかけて行いました。

また、計画策定にあたっては、広島市が策定する「第2次地域共生社会実現計画」と市社協が策定する第9次計画との連携・協働をこれまで以上に図っていくことを踏まえ、策定段階から市との情報共有等を行いながら、第9次計画の策定作業を進めました。

### ●計画策定の趣旨

第8次計画の策定以降、国においては社会福祉法を改正し、包括的な支援体制<sup>\*1</sup>を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の一体的な実施による重層的支援体制整備事業<sup>\*2</sup>を推進すると共に、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少等に伴う生活福祉資金の特例貸付借受人など、特に支援が必要な生活困窮者に対しては重点的に支援を行っていくこととしています。

広島市においては、令和4年2月に策定の「広島市地域コミュニティ活性化ビジョン<sup>\*3</sup>」に基づき、地域コミュニティ活動を持続可能なものにするための組織である広島型地域運営組織「ひろしまLMO」<sup>\*4</sup>（以下「ひろしまLMO」という。）の構築が各地域で本格化しています。

市社協では、新型コロナウイルス感染症の影響による生活福祉資金の特例貸付や住居確保給付金の受付の他、令和3年8月に発生した大雨災害における被災者支援活動の実施、同年10月には市から成年後見利用促進センター運営事業を受託し、広島市成年後見利用促進センター<sup>\*5</sup>の開設を行うなど、様々な地域生活課題<sup>\*6</sup>の解決に向けて取り組んできました。

また、こうした中において、地域福祉の推進を一層図っていくため、令和4年4月1日付で各区社協と法

人合併し、一つの社会福祉法人として、法人関係業務を集約化・効率化することにより、これまで以上に地（学）区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）の支援等に注力できる体制を整えました。

このような状況を踏まえ、法人合併し、一つの社会福祉法人となった市社協が今後、取り組むべき事業・活動について、向こう5か年の方向性を示すために第9次計画を策定します。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、地域福祉を推進する中間支援組織である市社協が住民組織や関係機関等との協働により、広島市域の地域福祉を推進することを目的とした中期活動計画です。第8次計画では、社会福祉協議会と民間の福祉団体や関係機関への「地域福祉推進計画」として提案し、市社協の「組織・発展強化計画」をあわせる形で策定しました。

本計画では「地域福祉推進計画（地域福祉活動計画）」として策定し、「組織・発展強化計画」については、令和6年度に「経営計画」として改めて策定する予定としています。

また、法人合併に伴い、本計画の第4章に区社協活動計画を位置づけることで、一つの社会福祉法人としての計画としています。

### 地域福祉活動計画

地域福祉を推進する中間支援組織である市社協が住民組織や関係機関等との協働により、広島市域の地域福祉を推進することを目的とした中期活動計画。

### 経営計画（組織・発展強化計画）

市社協が地域福祉を推進する中核的な団体としての使命や経営理念等を明確にし、その実現に向けた組織体制、財務等に関する具体的な取組を明示した中期経営計画。

## 3 計画期間

本計画の計画期間は、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間とします。

	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
市社協	地域福祉推進第8次3か年計画 (R3～R5の3か年延長)						地域福祉推進第9次5か年計画				
区社協	地域福祉活動第7次3か年計画 (R3～R5の3か年延長)										

## 4 広島市地域共生社会実現計画との関係

市社協においては、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画として、第9次計画を策定しており、これは地域福祉を推進する中間支援組織である本会が住民組織や関係機関等との協働により、広島市域の地域福祉を推進することを目的とした中期活動計画です。

広島市においては、社会福祉法第107条に基づく地域福祉計画として、「地域共生社会実現計画」を策定しており、これは広島市基本構想に基づき策定する広島市基本計画の地域福祉に関する部門計画と位置づけています。「地域共生社会実現計画」では、広島市における地域福祉の推進に関する事項として、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項や地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、包括的な支援体制の整備に関する事項などを一体的に定めています。

「地域福祉推進第9次5か年計画（地域福祉活動計画）」と「第2次広島市地域共生社会実現計画（地域福祉計画）」は、共に広島市の地域福祉の推進を目指す計画である点は同じであり、両計画は相互に連携して地域生活課題の解決を目指しています。

